

令和2年度 第5回丹波市介護保険事業運営協議会 会議録

日時	令和3年1月28日（木） 午後2時～
場所	丹波市役所第2庁舎 2階ホール
参加者	田口委員長、細見副会長、田中委員、澤村委員、荒樋委員、馬場委員、小松委員、足立委員、木寺委員、小山委員、吉見委員、南野委員、大森委員 (欠席：逢坂委員、福井委員、斉藤委員)
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について <ol style="list-style-type: none"> ①計画内容の修正・追加について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 No. 1 ②意見募集（パブリックコメント）について・・・・・・・・ 資料 No. 2 ③第8期介護保険料について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 No. 3 4. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度第6回運営協議会開催について 5. 閉会

1. 開会

【事務局】

令和2年度第5回丹波市介護保険事業運営協議会のご案内をさせていただきましたところ、委員の皆様には御多用にも関わりませぬご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

(出席の確認→会議の成立)

(資料の確認)

それでは次第に則りまして、2番目の挨拶に移らせていただきます。

初めに当運営協議会の田口会長より一言ご挨拶をいただきます。

2. あいさつ

【田口会長】

本日は春のような日差しにはなっておりますけれども、丹波地域では柏原の厄神さんが終わらないと春はまだ来ないというような地域でございます。新しい年を迎えましてもう1カ月になりましたけれども、コロナ対応で本当にそれぞれの立場で苦慮をされているのではなかろうかと思ひます。

委員の中には、医療従事者の先生や福祉事業者の事業主等も参加をいただいております、大変お忙しい中、またご苦勞をされている中でお出席をいただいておりますことに感謝申し上げます。

ワクチンも接種が始まりそうですけども、本当にトンネルが抜けるという期待が持てないような状態でもありますので、大変なことでは皆さん同じ思いであろうかと思えます。

今日の運営協議会につきましては、最終的な保険料等の説明も十分させていただきまして、委員の皆様のご理解を賜り、次のステップに進みたいと思っておりますので、どうか忌憚のないご意見を出していただきまして、協議の結果として議会に報告をいただけるようにしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしまして開会の言葉とさせていただきます。

【事務局】

続きまして市のほうから、理事井上より御挨拶を申し上げます。

【井上理事】

今日の会議は、今後3年間、市民の方にご負担いただく保険料についてご協議いただきたいと思っています。今提案させていただいている保険料は前回、第7期よりも0.8%のアップという案をご提案いたします。この率というのは、国の介護報酬改定0.7%とほぼ同じような率になっています。ただし、高齢者が増えてきて、介護給付費自身は4%強ほど増えておりますが、いろいろ基金等で対応し、財源等を工夫する中において0.8%アップにとどめたという内容になっています。そのあたり、皆様方から、ぜひいろんな視点からご意見をいただけたらと思います。

【事務局】

それでは議事につきましては、田口会長のほうにお世話になりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

3. 協議事項

(1) 丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について

【会長】

それでは早速協議事項に入らせていただきます。

(1)と①から、事務局のほうから説明をいただくようになっておりますので、ご確認をいただきたいと思えます。

【事務局】

(資料1の説明)

【会長】

何かご質問、ご意見等ございましたら受けたいと思えます。

ないようですので、②の意見募集につきまして、説明に入らせていただきます。

後ほどまた気がつかれたときにご意見等ありましたら受けますので、説明を進めさせていただきます。

【事務局】

(資料2の説明)

【会長】

ただいまパブリックコメントに対する市の考え方等について説明がありました。この件につきまして何かご質問等ございませんか。

ないようですので、③第8期介護保険料につきまして、説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料3の説明)

【会長】

保険料につきましての説明が終わりました。大変具体的に説明をいただきましたので、少しは分かっていただけたと思うのですが、ご質問等ございましたら受けさせていただきます。

【委員】

今回、基準所得金額が改定されました。それによって、高所得者の金額は下がってきたわけですが、全体として保険料は上がったわけです。その分、基金の取り壊し分も大きくなっています。

どういう意図でこの所得金額の見直しをされたのか。それからもう1点は、今基金を2億取り壊して残り2億になります。一番介護給付が増える時期というのはいつ頃を予定されて、それに向かって2億の残りということで十分やっていけるのかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

【事務局】

基準所得金額の見直しが国のほうでされたということで、6段階から9段階については国の指示通り同じ改正を行っています。

これについては、国の所得分布の調査によって、いわゆる所得のここからここまでが何段階という人数分布が変わることになりますので、国と同じ形で設定をさせていただいたところになります。

基金残高の2億についてですけれども、市外で介護サービスを利用される金額が増えている中で、これだけあれば大丈夫という保証というのは、正直ないというのが本当のところですが。ただ給付につきましては、現在市外で今お使いになっている分も含めて増加の分を見込み、更に今後増えると見込んでいる分をプラスして計上しています。

基本の給付費の増額については65歳以上の上がり幅を基本にして、市外で増えると予測するサービスの整備という分で上げさせていただき保険料を算定していますが、不測の事態のための2億円を基金として残すと考えています。

【委員】

資料3の17ページにある11段階の対象者の割合について、10段階の金額を見直されたわけですが、10段階は400万円から600万円の方を430万円から650万円にということで、割合が1.1%から1%まで下がったということですが、どうしてこの部分を見直されたのか。これを見直さずに第7期と同じでしたら、全体としてたくさんの所得のある方はたくさん負担をしていただくという形で済むわけです。そうすれば、基本的に2億という基金もそこまで壊さなくてもいけるのではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

【事務局】

このままの範囲ということも可能です。それについても計算はさせていただきました。10段階、11段階をそのままの範囲にしますと影響としては、補正後の人数が変わってまいりますので、おおよそ月額で4円ほどの差が出てまいります。ただし、人数の分布に偏りが無いようにということで国が示してきておりますので、その部分を同じように上げさせていただいたということです。

【委員】

基準額等々の説明はすごくよく分かりやすく、こういう形で設定されているというのは妥当性もあって、理解できました。20ページの11段階の所得に応じる保険料額というのを見たときに、減額を所得の低い方にするのは当然いいことだと思いますが、例えば6段階の120万円の方が8万5,530円の保険料を負担すると大体7%になるのです。それが11段階の650万円の人が基準額の1.98倍ではありませんけども、年額の14万1,130円で年収の2%にしかならない。低い方のほうが負担する割合が高くて、所得がたくさんある人が負担する割合が少ないということになります。たくさん収入がある人が得をするみたいな形の金額設定ではなくて、9段階以降を細分化するのであればもう少し所得のある方は負担していただけるような設定をしてもいいのではないかと、この表を見て感じました。

【事務局】

この保険料率についても9段階までは国の基準どおりで設定をさせていただいておまして、10段階、11段階については、市のほうで自由な保険料率をさせていただくことができます。周辺の市町等の状況も見ていく中で、一番高い1.98まで上げている市町というのはなかなか少なく、10段階、11段階、中には14段階、15段階にしているところもあるのですが、低い料率で、例えば1.8とか1.85など小さく区切っている市町というのはたくさんあります。丹波市では基準額を下げるために、11段階の方は他の市町より高い1.98でお世話になりたいという思いでこの基準のほうは設定をさせていただいているというところ です。

【委員】

介護給付費の準備基金、積立金の仕組みをよく分かっていないからの質問ですけれども、平成30年3月31日時点の積立金の残高は幾らだったのでしょうか。

この1億6,000万というのは、取崩のみで、いずれかの時期でゼロになってしまうのか、期中にも積み立てられるのかということです。

【事務局】

平成30年の3月の31日時点の残額というのは、2億9,000万円ほどの金額でしたので、そこから1億6,000万円の取崩しをさせていただいています。その分で言うと、今回は残す額は多いという形にはなっています。

【委員】

数字を積み上げられていて、なるほどという思いはしているのですが、昨年は選挙もあり、一般の被保険者の思いも色々です。いろいろアンケートを取ると、国保や介護保険の保険料が、非常に高いという思いが強いのです。確かに保険制度が始まったころに比べると事業量やその内容等は充実したり、

広がっていますから、それはそれなりになると思うのですが、被保険者の側から言うと、こういう時期であるだけに、できるだけ保険料は下げてほしいという思いがあります。

説明を聞いていると、細かい数字を積み上げて、結局ここへ落ちつけたのだということでした。去年から介護報酬も0.7%引き上げるといようなことを言っていて、それで十分なわけではないので、なかなか問題だと思っています。そして、自助と共助の重要性によって、おむつの給付のように介護の制度からいろんなものを外している。当事者にしてみたら何とか続けてほしいという思いの部分の部分を切っていくかざるを得ないような保険運営になっているのではないかという思いがします。丹波市だけで検討できる部分があるかわからないのですが、聞いておきたいのは、例えば国保でしたらこの、いわゆる法定外の繰入れをして何とか負担の軽減をしようといようなことや、いろんな給付事業について事業設定を増やすという理由で、法定外繰入をやっている経過があると思うのです。

介護保険の場合は、今の説明を聞いていると、それはできないと言われたのですが、できないというのはどこに書いてあるのですか。そういう非常にきつい指導は国からしているのだと思うし、国保の場合でもできるだけ法定外繰入はせず、自助共助に力を入れようという組立てになっているので、政治が変わらないとどうにもならないという面はあるのですが、法定外繰入をすると、それに対していろんな意見が出てきて、地方自治体が国に対して勝負をかけないとだめなのではないかという、そんな思いは非常に強いのですけど。

【事務局】

国、県、市の負担というのは、介護保険法に負担割合というのが載っております。また、政令が出ておりまして、そこにも国の負担等が示されています。法の中で決められた内容で市町はそれに従い、国の指針に基づいて計画をしていくということになります。この保険料23%を下げられるのは、調整交付金や、基金です。基金につきましては、国の保険者機能強化推進交付金、それから保険者努力支援交付金というのが新たに設定されています。これらの交付金は保険者が、頑張って自立支援をしたりとか、重度化防止の取組をしたりすることで国からの交付金が増やせることがあります。この増やした交付金は保険料に充てることのできるというルールがありますので、この保険料を下げようと思えば、私たち保険者もそういった努力をしていくということが1つ大きな課題になってくると思います。そういったことで保険料を下げる、またはその地域支援事業の中で自立支援、介護予防の事業を進めていくということで、できるだけ負担を示した円グラフの円を小さくすることが大切です。サービスを削るということではなくて、自立支援や重度化防止で介護を受けていただける期間をできるだけ短くして、できるだけご自身の持てる力を長く続けていただく、持ち続けていただくといような方向に今後も続けて事業を展開していきたいというところです。

以上のようなことで、法定外の繰入をするのは、今のところ難しいということですが。

【事務局】

先ほど、委員の御意見の中で、おむつの給付を切り捨てていくようなご発言があったのですが、この事業につきましては、第7期から第8期へ向けての国の指針の中で、次からは地域支援事業の対象にならないという通達がございました。今の説明の中でありましたように、1号被保険者が23%、それ以外は、国、市、県といような負担金等も使い行っていた事業が、次には介護保険料のみの実施に切り替わってしまうということから、今年度の第2回目の会議の中でも見直しについてご説明をさせていただいたところです。このままの状態でご給付を続けていくと、1人当たり年間1,404円かかってしまうという試算をご提示させていただきました。しかし、給付をやめてしまう必要とする方への支援がで

きなくなっていくしますので、最低限どういった形でこの事業を続けられるかという中での見直しを、この第8期の中で段階的に行っていくという考え方のもとで見直しをさせていただきましたので、ご了承いただけたらと思います。

【委員】

計画を見ますと、99.3%の収納率ということで、保険料の見通しを立てているのですが、現状がどこまでいっているのでしょうか。とにかく負担が重いということの中には、無理やり年金で天引きされますから。こういう見通しというのは現実的な数字なのでしょうか。

【事務局】

保険の収納率につきましては、特別徴収、いわゆる年金からの天引きの方については収納率が100%です。ただし、65歳になられた方や、年金を担保に融資を受けておられる方等、いろんなご事情により普通徴収、納付書でお世話になっております。普通徴収の方についてはやはり未納が発生してることがあります。去年の決算で言いますと、特別徴収と普通徴収を合わせますと99.5%の収納率ということになっています。

収納率は上がってきてはいます。今回収納率を上げることも考え、想定もしたのですが、このコロナ禍で保険料の減免をかけさせていただいている方もあります。そういった中で決算の数値をもって保険料の算定をするのは、現状としては難しいというところで、3年前と同じの99.3%という形で算定をさせていただきました。

【委員】

パブリックコメントを集めて、デマンドの話が出ていましたが、行政の中ではこのデマンドタクシー問題を直接対応しているいろんな業者の問題もあるでしょうし、いろいろあると思うのですが、そういう窓口はどこがやっているのですか。

【事務局】

企画総務部の未来都市創造課がデマンド、公共交通機関全般的な対応を担当させていただいております。その中で福祉の外出支援事業は介護保険課、おでかけサポートは障害福祉課が担当しています。

【委員】

素案の76ページですが、今後の展開ということで、所得要件の見直し等、規模縮小も考慮しながら他のサービスとの調整を検討していくとなっています。

この介護保険の分野から見ると、デマンドタクシーや、交通サービスの問題については、むしろ縮小とか、あるいはどこか規模の見直しというような形で考えているのですか。むしろ、一般的には今も言われるように、企画総務部のほうで通院問題や、町外に自由に行けるようなそういう枠組みをと言っていますが。新しい年度に入って、新しい計画が始まった段階でいろいろ検討もしたりして改善をしていきたいと、書いてあるのですが、今どんなところまで話が進んでいるのかという実情を聞いておきたい。

【事務局】

まず公共交通機関について、JRや神姫バス、デマンドタクシーがございます。新しい病院の設置が一昨年7月にされたときに、病院を中心に市内の神姫バスのダイヤが大幅に増えました。そして、これ

までなかった西脇地域からの線、山南地域のほうからの線や、なくなった線も復活しながら公共交通機関、神姫バスを主体とした部分がかかり整備をされております。それを補完する公共交通機関として、デマンドタクシーが従来通りの形で動いております。

その中で、高齢者外出支援事業、おでかけサポートにつきましても、その役割を一つ一つ見直す中で、おでかけサポートにつきましては、お出かけするのに移動支援が必要で介助が必要になる方を中心として、公共交通に乗れない方で支援をしていく目的で見直しています。これまで要介護者であったら3いうところを2に枠を拡大しながら、要介護者の支援の充実を図っております。タクシー券、バス券につきましては、基本的には公共交通を使える方、いわゆる要介護1以下の自立に近い方につきましては、健康状態の維持もありまして、条件はあるのですけれども、公共交通をしっかりと使っていただきましようという形ですみ分けをさせていただいております。

ただ、タクシー券につきましては、3年度まで金額を縮小しながら続けさせていただきませんが、4年度からは行いません。バスカードについては、市内の病院を中心に充実しておりますので、3,000円の利用券を発行させていただいて、それを継続していくという形で続けております。

デマンドタクシーについては、乗っていただかないとその便利さが分からないというところがありますので、70歳以上の対象の方については、高齢者外出支援事業の対象の方全員にお試し券を配らせていただいて、まず使っていただくという形で、公共交通全体を含めた中で見直しをさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

【委員】

地元新聞の報道で料金が高くなると書いてありました。これまでやっていた事業が、民間のタクシー業者への委託になるので、料金が高くなるというような、そういう意味のことを耳に挟んだことあるんですけど。

【事務局】

その件については、おでかけサポート事業だと思います。その事業につきましては、この令和2年度までは市が社協に委託をして、社協がドライバーを確保して運営をしておりました。その中で、安全性の確保も考慮し、利用者を守るという意味合いで青ナンバーで二種免許をお持ちのドライバーにお願いしたいというところから、タクシー会社に業務を委託するという方向で考えております。

また、これまで無料でしたが、来年度からは1乗車500円という考え方がございます。旧町域の移動がデマンドと同じような形で500円、それを超える場合は1乗車1,000円という形になります。ただし、激変緩和ということで、当面の間は1乗車300円、旧町域外は600円で当面は進めさせていただきますが、何年後かには1乗車500円の形になっていくという制度設計をさせていただいております。

ただ、病院行くのに氷上の方は300円で済むのに、青垣の人が600円になるということを防ぐために、病院通院の分については旧町域をまたいでも1乗車300円という形は維持をさせていただくということです。

福祉という中で何でも今までは無料ということも多くありましたが、いろんな制度を利用いただく際の応益負担という考え方もありますし、介護保険事業でも1割の負担をいただいていることもありますので、個人負担もいただくことが必要ではないかということから、利用料金をいただくという見直しになっております。

【会長】

ほかにございませんか。ないようですので、一応保険料の件につきましても本協議会といたしましては一定の理解を示したということで締めさせていただきますよろしいですか。

【委員】

来月この会議があるというのは、何か議題は何になっているのですか。最終的な保険料の額のここでの審議というのは、もうこれで終わるといふ組立てになっているのでしょうか。

【事務局】

今回の協議会でお示しをさせていただいた保険料について、いろんなご意見をいただきまして、これを基にしまして、2月3日に民生産建常任委員会でこの介護保険事業運営協議会での協議内容を報告いたします。ここで保険料についてこれでいいというご承認をいただきましたら、3月にはこの保険料を記載しております介護保険条例の改正を行うこととなります。

2月の運営協議会につきましては、保険料も含めて計画の冊子を仕上げてまいりますので、ご確認をいただくということになります。

【会長】

今の流れにつきましては、事務局のほうから説明がありましたけれども、そういう形で進みますので、委員の皆さん、ご了解いただけますか。

異議がないようですと、そのように協議会といたしましては一定の方向性を出していただいたということで締めさせていただきます。

4. その他

(1) 令和2年度第6回運営協議会開催について

【事務局】

令和2年度第6回運営協議会につきましては、令和3年2月25日14時からこの場所でということで開催をさせていただきます。

内容につきましては、先ほど説明をさせていただいたとおり、これまでからご協議いただきました本素案の全体像をお示しさせていただいて、ご確認をいただくという形でもろしくお願いをいたします。

【会長】

長時間にわたりまして協議をいただきまして、ありがとうございます。次回の2月25日には最終、製本するものにつきまして、委員の皆さんに確認をいただくという格好になりますので、何とぞご協力をよろしくお願いをいたしまして、本日の会議を閉じさせていただきます。